平成２４年（フ）第４０号
静岡県菊川市下平川1315　リバーサイド小笠２Ｂ、旧住所静岡県御前崎市塩原新田614番地の２　ブルーハイツアベ１Ｇ
債務者　櫻井　政雄
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第４５５号
岡山市東区可知５丁目136番地31、旧住所岡山市中区海吉2181番地12
債務者　要　　辰美
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９号
大分県杵築市山香町大字野原4662番地389
債務者　井上啓一朗
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
静岡市葵区吉野町３番14号　シゴーニュ吉野211号
債務者　杉原　リバティー　クリスピーノ
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４２号
静岡市葵区羽鳥５丁目15番15号
債務者　太田ゆかり
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７３号
静岡市葵区田町５丁目26番地の15
債務者　村松由香子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８６号
静岡市清水区西久保278番地の２、旧住所静岡県富士市北松野1033番地の２
債務者　伏見　晴雄
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０９号
静岡市葵区羽鳥７丁目７番４号
債務者　山梨　弘市
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３７９号
東京都品川区戸越２丁目７―12―201
債務者　柴田　忠雄
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５０３号
東京都江東区扇橋３丁目20―13―1202
債務者　鳥海利貴雄
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０号
静岡県菊川市吉沢315番地
債務者　柏葉　秀雄
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第８８０９号
東京都大田区中馬込３丁目20―３―101
債務者　原　　久修
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２２１号
東京都台東区日本堤１丁目21―３
債務者　米村　　実
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２２８号
東京都大田区仲池上２丁目23―17―307
債務者　森戸　理恵
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７６４号
東京都杉並区高井戸東４丁目12―８　高井戸東４丁目第三アパート18―201
債務者　中村香代子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７６５号
東京都杉並区和田２丁目33―13―201、住民票上の住所東京都杉並区和田２丁目33―13
債務者　後藤　美和（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部